

答申第144号
平成24年3月30日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成23年10月13日付神行主固第1054号により諮問のありました下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

「民事執行法第57条第4項の規定に基づく文書提供が守秘義務に違反する旨を確認した
公文書」の公開請求における公文書を保有していないことによる非公開決定に対する不服
申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

「民事執行法第 57 条第 4 項の規定に基づく文書提供が守秘義務に違反する旨を確認した公文書」の公開請求に対する、公文書を保有していないことによる非公開決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「民事執行法第 57 条第 4 項の規定に基づく文書提供が守秘義務に違反する旨を確認した公文書」の公開請求を行った。
- (2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、該当する文書はないとして、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、不存在とされた公文書の公開を求める異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 23 年 9 月 16 日付の異議申立書、平成 23 年 12 月 15 日付の意見書及び平成 24 年 1 月 23 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件請求は、実施機関の職員が地方公務員法第 32 条の規定に抵触する懸念があるため、担当職員の判断根拠となる文書の公開を請求することにより、職員の職務執行の正当性・適法性を確認することを目的としていた。

請求した公文書は、地方公務員法第 32 条に規定されている法令遵守義務に則し、担当課長が民事執行法第 57 条第 4 項の交付請求について、当該法令の立法趣旨等に関する国会議事録等の調査・検討等を行った後に職務上作成した公文書である。立法趣旨等に関する国会議事録等の調査・検討もなく、民事執行法で限定されていないと解釈される交付請求の内容をあえて限縮することとなる通知文書を作成するということが理解困難なことである。

担当課長は、職務権限を行使した際に、その権限行使に関して、熟考を重ねた旨の根拠文書を整備しておくのが標準的な公務処理方法であると思われる。

しかしながら、今回の非公開決定通知書によれば、担当職員が正当な根拠もなく法令等に関する判断をしたかのような回答である。

自治省の文書においても、通常業務との実務的調整に関する配慮はあるものの、民事執行法第 57 条第 4 項の規定内容を限定的に解釈すべきとの文言はない。

実際の実務処理については、通知文書にかかわらず、神戸市の窓口においても、情報提

供内容を限縮することなく、適切な情報提供等がなされている場合もあり、区役所・固定資産税課の窓口において混乱が発生しているのが現状である。

窓口における職員を混乱させるような通知の適切性に疑義があるところであるが、窓口の職員は、通例、執行官等に対する情報提供等に際して、市役所固定資産税課の指示を仰いでいることでもあり、神戸市事務分掌条例等によって職務権限を有する担当課長は実際の窓口業務に関しても知悉しているものと推認される。

上記諸事情があるにもかかわらず、窓口職員の混乱を回避するような対応をなさず、また前任者による通知内容を再検討することなく、漫然と前任者による実務的通知文書による取り扱いを重ねていると判断することは、市役所職員の日頃の真摯な職務執行態度に鑑みて、困難なことである。

上記諸事情を背景とした「相応の根拠」たる公文書があると考えて、異議申し立てをしている。

公開を請求している公文書は「民事執行法で限定されていないと解釈される交付請求の内容をあえて限縮する根拠となる国会議事録等の公文書」「民事執行手続きに関する具体的実務に関する他市町との情報交換内容又は調査内容を示す公文書」「事情を知悉するにもかかわらず、あえて窓口業務を混乱させるような状態を見直さない相応の理由を示す公文書」である。

民事執行法の規定内容をあえて限縮する旨の通知文書を作成した理由、他市町と異なる民事執行法の規定に関する運用をあえて採用した理由、役所間の齟齬を回避するため民事執行法の規定内容に則して適切な窓口対応をする職員を混乱させるような通知文書をあえて継続運用している理由等々、日頃より職務を誠実に執行しておられるとの印象を受けている担当課長が上掲公文書作成を怠っておられると信じることは困難である。

日ごろ真摯に職責を果たしておられる担当職員の職務行為の根拠となる公文書の公開を改めて請求する。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 23 年 11 月 10 日付の非公開理由説明書及び平成 23 年 12 月 5 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

申立人が求める文書が「平成 17 年 3 月 30 日付行主固第 904 号 民事執行法に基づく評価証明等の交付申請に関する取扱いについて（通知）」（以下「平成 17 年通知」という。）により廃止した通知（平成 10 年 12 月 16 日付理主固第 659 号。以下「平成 10 年通知」という。）の根拠となる文書であるところ、執務室等の保存文書を検索したものの該当する文書は見当たらなかったため、公文書を保有しないことによる非公開の決定をした。なお、現行の通知においては守秘義務に抵触することを理由としていない。

廃止した通知（平成 10 年通知）において、守秘義務に抵触するおそれがあるとした理由は、地方税法第 22 条による税務職員の守秘義務規定により、納税者の税務情報を第三

者に開示することが実質的に全体としての法秩序に反するのかどうか検討した結果、執行の目的財産以外の財産まで開示することは適当ではないと判断したものと考えられる。

現在施行している平成 17 年通知は、神戸地方裁判所と協議を行い、その結果、民事執行法に基づいて発行した評価証明書が納税者の利益を侵害するものではないと判断し、件外物件の一部について評価証明書等を交付することとしており、残る部分については業務の支障を考慮して交付を行わないこととした。

上記の「業務に支障を考慮」については、「平成 10 年 10 月 19 日付自治固第 44 号 競売手続きの円滑化等を図るため関係法律の整備に関する法律による民事執行法の一部改正について」に記載のある「通常の業務に支障のない限り」「対応されたい」に基づいて、決定したものである。

既に公開した決裁文書以外に公文書は存在せず、事務運営を行うに際して、特に支障をきたすものではない。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

申立人が公開請求を行った文書は、「民事執行法第 57 条第 4 項の規定に基づく文書提供が守秘義務に違反する旨を確認した公文書」である。

(2) 争点

実施機関は、本件請求文書を保有していないことによる非公開決定を行った。これに対し、申立人は、非公開決定を取り消し、文書を公開すべきとして争っている。したがって、本件における争点は、本件請求文書の存否である。

以下、検討する。

(3) 本件請求文書の存否について

実施機関は、民事執行法の改正を受け、平成 10 年に、民事執行法に基づく評価証明書等の請求に対する取り扱いを定めて関係部署へ通知している（平成 10 年通知）。通知は請求に対して限定した対応を行うことを定めたものであるが、そうした取り扱いをする理由の 1 つとして、証明書等を発行することにより守秘義務に抵触するおそれがあることを挙げていたことを示す文書が存在している（平成 17 年通知の決裁文書）。なお、当該文書は別の公開請求に応じて申立人に公開済みである。

この平成 10 年通知は、実施機関が平成 17 年に新たな通知（平成 17 年通知）を行ったことにより廃止されている。平成 17 年通知は、民事執行法に基づく評価証明書等の請求に対する取り扱いの一部を改めたものであるが、そこでは、新たに定められた取り扱いの理由として、守秘義務に抵触するおそれがあることは挙げられていない。

申立人は、守秘義務に違反すると判断した根拠を記載した文書を公開請求しているのだから、当該請求の趣旨に合致する情報が記載された文書が存在するのであれば、すでに廃止されている平成 10 年通知に関する決裁等の文書に含まれている可能性がある。

実施機関に確認したところ、現行の通知に関する決裁等の文書は常用文書として執務室に保管している。一方、廃止した通知に関する文書は、神戸市公文書管理規程による公文書分類表の保存期間に基づき、保存期間満了までは執務室内で保存し、満了後は速やかに廃棄している。公文書分類表によると、廃止した通知に関する文書は「重要な事務取扱関係書類」に分類され、その保存期間は10年と規定されている。

したがって、平成10年通知に関する決裁等の関連文書は、平成21年3月末に保存期間が満了しており、その後に廃棄された可能性が高いと推察される。実際に実施機関が執務室を検索したものの、文書は見当たらなかったとのことである。

さらに、実施機関に対して、平成10年当時の決裁等の文書以外に該当の内容が記載された文書（例えば、決裁の写しなど）が存在していないか聴取したが、執務室及び書庫の保存文書を検索したものの、請求の趣旨に該当する文書は見当たらないとのことであった。

また、申立人は、公開を請求している公文書は「民事執行法で限定されていないと解釈される交付請求の内容をあえて限縮する根拠となる国会議事録等の公文書」「民事執行手続きに関する具体的実務に関する他市町との情報交換内容又は調査内容を示す公文書」「事情を知悉するにもかかわらず、あえて窓口業務を混乱させるような状態を見直さない相応の理由を示す公文書」であると主張している。

審査会は実施機関に対し、これらに該当する文書の存否についても確認を求めたが、実施機関において改めて文書の検索を行ったものの、該当する文書の存在を確認することはできなかった。

以上の通り本件請求文書の存否について検討した結果、請求の趣旨に該当する文書が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。したがって、文書が存在しないとする実施機関の主張は不合理とは言えず、実施機関が公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったことはやむを得ないと認められる。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成23年10月13日	—	* 諮問書を受理
平成23年11月10日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成23年12月5日	第252回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成23年12月15日	—	* 異議申立人から意見書を受理
平成24年1月23日	第253回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成24年2月15日	第254回審査会	* 審議
平成24年3月22日	第255回審査会	* 審議